

農水第3010号
平成27年3月4日沖縄防衛局
調達部長 沼尻 邦男 殿

沖縄県農林水産部長 山城 毅

大浦湾内へ投入されたコンクリート製構造物等に係る
手続き等について（通知）

平成27年2月23日付け沖防調第773号に関して、下記のとおり通知します。

なお、臨時制限区域内への立入調査については、現在行われている海上工事関係者の出入り状況等から、本県公務遂行上必要となる立入りにについても、貴局において、調査実施が円滑に行える環境を整えていただけるもの承知しておりましたが、貴職からの回答を踏まえ、別途、直接在日米国合衆国軍隊へ立入の為の手続きを行うこととしたので、申し添えます。

記

1. 平成27年2月16日付け沖縄県達農第61号文書中の「必要な手続き」について

当該記載よる手続きとは、

- ① 沖縄県漁業調整規則（昭和47年規則第143号）第39条第1項に規定される「岩礁破碎等の許可」申請
- ② 岩礁破碎等の許可に関する取扱方針（平成19年農林水産部長）の第9に定める「行為の変更の許可」に関する協議
- ③ 岩礁破碎等の許可に関する取扱方針（平成19年農林水産部長）の第8に定める「許可を要しない行為」に関する協議

を示します。

なお、行為の内容に応じて、いずれに該当するか判断する必要があります。

2. 現況調査の位置づけについて

平成27年2月18日付け農水第2954号による「現況調査」の位置づけは、同規則第39条第1項の違反の有無等を確認するためのものです。

3. 現況調査に沖縄防衛局職員の立ち会いを求める根拠について

当該調査の公平性確保等のため、任意で求めたものです。

4. 現況調査の方法等について

現段階の調査計画は、臨時制限区域内に、県所有船及び用船した船で立ち入り、潜水により、写真を撮影するなどして、現状を把握することとしております。